

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の秋田市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する秋田市中央卸売市場会計（以下「旧中央卸売市場会計」という。）の令和 5 年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。この場合において、旧中央卸売市場会計の令和 6 年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、改正後の秋田市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する秋田市公設地方卸売市場会計（以下「新公設地方卸売市場会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3 この条例の施行の際旧中央卸売市場会計に所属する権利義務は、新公設地方卸売市場会計に帰属するものとする。